

上級曹長制度に関する達を次のように定める。

平成28年3月28日

陸上幕僚長 陸将 岩田 清文

上級曹長制度に関する達

改正 平成28年4月28日達第21-29-1号 平成30年3月27日達第122-293号
平成31年3月20日達第122-299号

(趣旨)

第1条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の指揮監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）における上級曹長制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部隊等

陸上幕僚監部、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部、旅団司令部、団、連隊、群、大隊、中隊、これらに準ずる隊、自衛隊情報保全隊、学校（自衛隊体育学校を含む。）、分校、教育訓練研究本部、補給統制本部、補給処、補給処支処、自衛隊中央病院及び陸上幕僚長の指揮監督を受ける自衛隊地区病院並びに国際平和協力活動を行う部隊、国際緊急援助活動等を行う部隊をいう。

(2) 指揮官 前項に定める部隊等の長をいう。

(3) 最先任上級曹長等 最先任上級曹長及び前任上級曹長をいう。

(4) 上級曹長業務系統 指揮系統を補佐するため、最先任上級曹長等及びその他所要の准陸尉及び陸曹により構成する業務の系統をいう。

(上級曹長制度の目的)

第3条 上級曹長制度は、部隊等の准陸尉、陸曹及び陸士（以下「准曹士」という。）の最上位者として指揮官を直接補佐する上級曹長を置き、准陸尉及び陸曹（以下「准曹」という。）による効果的な指揮官の補佐、准曹自らによる准曹士の育成及び准曹士の目標を明確にすることを目的とする。

(配置の基準)

第4条 次の各号に掲げる部隊等の区分に応じ、当該各号に定める最先任上級曹長等を置く。

- (1) 陸上自衛隊の編制に関する訓令（平成27年陸上自衛隊訓令第5号）（以下「編制訓令」という。）に定める前任准尉の職を有する部隊等 最先任上級曹長
- (2) 編制訓令に定める中隊又は隊のうち中隊付准尉又は隊付准尉の職を有する部隊等 前任上級曹長
- (3) 編制訓令に定める中隊又は隊のうち中隊付准尉又は隊付准尉の職を有しない部隊等であって、別紙第1に掲げる部隊等 前任上級曹長
- (4) 国際平和協力活動を行う部隊、国際緊急援助活動等を行う部隊の最先任上級曹長等の配置については、別に示す。

2 最先任上級曹長等は、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 前項第1号の最先任上級曹長 当該部隊等の前任准尉
- (2) 前項第2号の前任上級曹長 当該部隊等の中隊付准尉又は隊付准尉
- (3) 前項第3号の前任上級曹長 当該部隊等の長が適任と認める准陸尉又は陸曹長

(任務)

第5条 最先任上級曹長等は、准曹士に係る隊務全般に関し指揮官を補佐するとともに、准曹士を育成することを任務とする。

2 最先任上級曹長等は、前号の任務を遂行するため、次の各号の区分に従い業務を行うものとする。

(1) 共通の業務

准曹士全般に係る指揮官への報告及び意見具申並びに准曹士に対する指揮官企図の徹底

(2) 最先任上級曹長の業務

ア 部隊等の准曹士の服務に係る状況の把握及び指揮官の意図に基づく指

導の実施

イ 准曹士の基礎動作、しつけ及び規律に係る状況の把握並びに指揮官の意図に基づく指導の実施

(3) 先任上級曹長の業務

隊付准尉及び中隊付准尉としての職務のほか、曹士の状況把握及び上級曹長業務系統による情報提供

3 先任上級曹長は、前項第3号に掲げる業務のうち、准曹士の基礎動作、しつけ及び規律に関する事項については、部隊等の運用訓練准尉、運用訓練陸曹及びその他の関係する陸曹と連携して行うものとする。

(業務系統)

第6条 最先任上級曹長等は、別紙第2に定める上級曹長業務系統に従い前条に掲げる業務を行うものとする。

(細部事項)

第7条 この達に定めるもののほか、上級曹長制度の実施に関し必要な細部事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（平成28年4月28日達第21—29—1号）

この達は、平成28年4月28日から施行する。

附 則（平成30年3月27日達第122—293号抄）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年3月20日達第122—299号抄）

この達は、平成31年3月26日から施行する。

別紙第 1 (第 4 条関係)

方面隊等	師団等	部隊名	
北部方面隊	北部方面混成団	第 1 陸曹教育隊	共通教育中隊
	北部方面混成団	第 1 陸曹教育隊	普通科教育中隊
	北部方面混成団	第 1 陸曹教育隊	特科教育中隊
	北部方面混成団	第 1 陸曹教育隊	上級陸曹教育中隊
	方面直轄	北海道補給処	苗穂支処
	方面直轄	北海道補給処	近文台弾薬支処
	方面直轄	北海道補給処	日高弾薬支処
	方面直轄	北海道補給処	安平弾薬支処
	方面直轄	北海道補給処	白老弾薬支処
	方面直轄	北海道補給処	多田弾薬支処
	方面直轄	北海道補給処	沼田弾薬支処
	方面直轄	北海道補給処	足寄弾薬支処
	方面直轄	北海道補給処	近文台燃料支処
	方面直轄	北海道補給処	早来燃料支処
東北方面隊	東北方面混成団	第 2 陸曹教育隊	共通教育中隊
	東北方面混成団	第 2 陸曹教育隊	上級陸曹教育中隊
	東北方面混成団	第 2 陸曹教育隊	通信教育中隊
	東北方面混成団	第 2 陸曹教育隊	特科教育中隊
	東北方面混成団	第 2 陸曹教育隊	普通科教育中隊
	方面直轄	東北補給処	船岡弾薬支処
	方面直轄	東北補給処	反町弾薬支処
	方面直轄	東北補給処	多賀城燃料支処
東部方面隊	東部方面混成団	第 3 陸曹教育隊	共通教育中隊
	東部方面混成団	第 3 陸曹教育隊	上級陸曹教育中隊
	東部方面混成団	第 3 陸曹教育隊	第 1 普通科教育中隊
	東部方面混成団	第 3 陸曹教育隊	第 2 普通科教育中隊

方面隊等	師団等	部隊名		
東部方面隊	方面直轄	関東補給処	松戸支処	
	方面直轄	関東補給処	古河支処	
	方面直轄	関東補給処	用賀支処	
	方面直轄	関東補給処	吉井弾薬支処	
	方面直轄	関東補給処	朝日燃料支処	
中部方面隊	中部方面混成団	第4陸曹教育隊	共通教育中隊	
	中部方面混成団	第4陸曹教育隊	上級陸曹教育中隊	
	中部方面混成団	第4陸曹教育隊	普通科教育中隊	
	方面直轄	関西補給処	桂支処	
	方面直轄	関西補給処	祝園弾薬支処	
	方面直轄	関西補給処	三軒屋弾薬支処	
西部方面隊	西部方面混成団	第5陸曹教育隊	共通教育中隊	
	西部方面混成団	第5陸曹教育隊	上級陸曹教育中隊	
	西部方面混成団	第5陸曹教育隊	普通科教育中隊	
	西部方面混成団	第5陸曹教育隊	特科教育中隊	
	方面直轄	九州補給処	健軍支処	
	方面直轄	九州補給処	富野弾薬支処	
	方面直轄	九州補給処	大分弾薬支処	
	方面直轄	九州補給処	鳥栖燃料支処	
大臣直轄部隊	富士学校	部隊訓練評価隊	評価支援隊	戦車中隊
	航空学校	霞ヶ浦校		
	航空学校	宇都宮校		

上級曹長業務系統 (基準)



凡例 _____ 指揮系統
===== 上級曹長業務系統